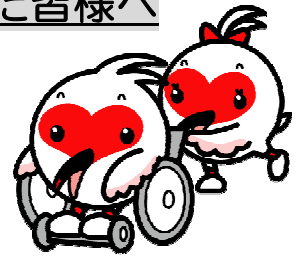


「おもいやり駐車場利用証」の交付を受けられた皆様へ

利用証の交付にあたり、制度の概要や使用方法・注意点を次のとおりお知らせしますので、十分にご理解いただいた上でご利用をお願いします。



<1 制度の概要>

当制度は、障害者などで、**なおかつ、歩行が困難な方に**、ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースを利用するための利用証を交付することにより、当該スペースの適正な利用を図るもので、県民の皆様のご理解とおもいやりに基づく制度です。

(本利用証は、おもいやり駐車場の利用を担保するものではありません。)

<2 利用できる駐車場について>

ショッピングセンターなど「おもいやり駐車場」のステッカー表示がある協力施設の駐車場で利用できます。

くわしくは、同封の協力施設リスト及び県のホームページで確認してください。



【広幅スペースとは】

広幅スペースは、車いす利用者の方でも利用できるよう広い幅になっています。



【プラスワンとは】

歩行が困難な方用の駐車スペースを比較的簡便に増やすため、広幅（3.5m以上）駐車スペースに隣接した通常幅（3.5m未満）の駐車スペースに看板を設置し、当該スペースとする制度です。

（施設の都合により設置していない施設もあります。）

広幅駐車スペース及びプラスワンの両方が設置されている場合、広幅駐車スペースが必要な方（車いす使用者や妊婦など）以外は、できるだけプラスワンに駐車するようお願いいたします。

体調が良いとき、御家族等が同乗されている場合（歩行困難な方が常時介助が必要な場合は除く）は、一般の駐車場を利用してください。

<3 利用証の掲示について>

この利用証は、車の前方から確認できるようにルームミラーに掲示してください。**（利用証をかけたまま走行するのは危険ですので、絶対にしないでください。）**

なお、**利用証を長時間の高温状態に置いた場合、変形することがあります**ので保管にはご注意願います。



<4 利用上の注意点>

利用証は、駐・停車時の車内に掲示します。

この利用証は、申請者本人が運転又は同乗する自動車を「おもしろい駐車場」協力スペースに駐車する場合にのみに利用できます。

よって、**他人へ譲渡・貸与することはできません**。また、「**高齢運転者等専用駐車区間**」等、他の制度で設置された駐車区間を利用することもできません。

目的に反した利用が明らかになった場合には、利用証を返却していただくことがあります。

<5 他自治体での利用について>

次の自治体につきましては、利用証の相互利用が可能です。

■制度導入府県（令和3年4月1日現在） 39府県、1市■

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、埼玉県川口市

<6 利用証の期限切れについて>

有効期限は、利用証に記載されている年月の月末までです。

有効期限後も、利用証の継続が必要な方は、更新の申請を行ってください。（当課から期限切れについての御案内はしませんので御注意下さい。）

<7 利用証の返却について>

歩行が困難でなくなった場合、有効期限が切れた場合などは、利用証の返却をお願いします。

お住まいの市町村の窓口へ御持参いただくか、郵送していただくようお願いいたします。

なお、更新申請（有効期限後も継続して利用したい場合）の際は、現在ご利用の利用証をご持参ください。新しい利用証は、現在の利用証との交換になります。

<8 問い合わせ先（制度所管）>

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

電話：025-280-5211

新潟県福祉保健部障害福祉課計画推進係（福祉のまちづくり担当）